

略○中 あるときにし八條殿へぞさんじたる。略○中 入道相國舞にめで給ひて、ほとけにこゝろをうつされけり、ほとけ御前略○中はやくいとま給はつて、いだしおはしませと申ければ、入道相國、すべてそのぎかなふまじ、たゞしぎわうがあるによつて、さやうにはゝかるか、そのぎならば、ぎわうをこそ出さめとのたまへば、ほとけ御せん、これ又いかでさる御事侍ふべき略○中とぞ申ける、入道そのぎならば、ぎわうとうくまかり出よと、御つかひかさねて、三度までこそ立られけれ、略○中ぎわういまはかうとて、出けるがなからんあとのわすれがたみにもとやおもひけんしやうじになくく、一首のうたをぞかきつけける。

もえいづるもかる、もおなじ野邊の草いづれか秋にあはではつべき、さて車にのつてしゆくしよへかへり、しやうじの内にてたをれふし、たゞなくよりほかの事ぞなき、いとこれを見て、いかにやいかにととひけれども、ぎわうとかうの返事にもおよばず、ぐしたる女にたづねてこそ、さる事有ともしつてけれ、さるほどにまい月をくられる、百石、百くはんをも、をしとめられて、今はほとけ御せん、のゆかりのものどもぞ、はじめたのしみさかへける、

〔承久記〕攝津國長江倉橋ノ兩庄ハ、院中ニ近ク被召仕ケル白拍子、龜菊ニタビタリケルヲ、其領ノ地頭、領家ヲ勿緒シケレバ、龜菊憤リ可改易由被仰下ケレバ、權大夫○北條義時申ケルハ、地頭職ノ事ハ、上古ハ無リシヲ、故右大將○源賴朝平家ヲ追討ノゲンシヤウニ、日本國ノ總地頭ニ被補、平家追討六箇年ガ間、國々ノ地頭人等、或ハ子ヲウタセ、或ハ親ヲ被打、或ハ郎從ヲ損ズ、加様ノ勳功ニ隨ヒテ、分チタビタラン者ヲ、サセル罪ダニナクシテハ、義時ガ計ヒトシテ、可改易様ナシトテ、是モ不奉用、一院○後鳥羽彌不安思、召ケレバ、關東ヲ可被亡由定メテ、國々ノ兵共、事ニヨセテ被召ケル、